

## ( 9 ) 民生経済関係制度・事業の取扱い

協議項目	調整方針	事務事業 NO
国民健康保険事業		
出産費資金貸付	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	360
健康づくり講演会	関宿町では実施しておらず、 <b>引き続き野田市の現行どおり実施</b> します。(関宿町民も参加可能になります)	361
はり・きゅう等利用助成金	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	362
国保年金まつり	関宿町では実施しておらず、 <b>引き続き野田市の現行どおり実施</b> します。(関宿町民も参加可能になります)	363
健康優良家庭表彰	両市町の内容に費用面で若干の違いがありますが、表彰基準に相違はなく、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(記念品の価格を比較すると、1年表彰は野田市の方が高く、野田市に合わせることで有利になる。3年表彰は関宿町の方が高いが、対象者数が少ないので影響は限定的と考えられます)	364
広報誌(国保だより)	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	365
短期保険証、資格証明書	両市町の内容に違いがありますが、関宿町の方法の方が事務的に煩雑であるため <b>野田市の制度を適用</b> します。	366
給付の内容	国の制度に基づき実施しているもので、両市町とも同一内容なので <b>現行のとおり</b> とします。	829

協議項目	調整方針	事務事業 NO
医療費通知	国の制度に基づき実施しているもので、両市町とも同一内容なので <b>現行のとおり</b> とします。	830
<b>消防、防災、防犯</b>		
応急手当普及啓発活動	両市町で実施しているが、野田市では不定期講習会を多く実施しているので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	367
開発行為に伴う消防水利	両市町の内容に違いがあり、野田市の方が条件が厳しいので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	368
消防各種届出と相談窓口	両市町ともに同一内容なので <b>現行のとおり</b> とします。	369
防火管理講習会	両市町の実施時期に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	370
出初め式	新市で <b>一元的に実施</b> します。	371
操法大会	両市町で開催方法、代表の扱いについて違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	372
自主防災組織活動補助金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	373
防犯組合	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とし、関宿町民も組合員とするとともに、合併後の役員構成については関宿町の関係者も加わるよう見直します。	374

協議項目	調整方針	事務事業 NO
各種協定等の取扱い	両市町が締結している各種協定等は、 <b>合併後新市においても継続し、災害時の協力体制を整備</b> します。	375
災害医療援護活動補助金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	376
り災証明の発行	両市町とも同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	377
警察との協定	野田警察署の管轄は野田市及び関宿町であるので、 <b>関宿町にも拡大して現協定を今後も継続</b> します。	378
危険物取扱者試験受験者指導会	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	379
災害用資機材等備蓄	備蓄物資の範囲について、 <b>野田市の制度に統一</b> します。(行政による備蓄が必要なもの、及び民間企業等による流通備蓄で対応可能な資機材を精査し、また、自主防災の観点から市民に対しても備蓄を促していく。)	380
自主防災組織資機材交付	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。(組織の規模に応じて交付額を算定する仕組みであり、公平性が高まります)	381
総合防災訓練	新市で <b>一元的に実施</b> します。	382
消防団器具置場	引き続き、 <b>新市において計画的な整備、適正な維持管理</b> を図ります。	383
消防団車両	引き続き、 <b>新市において計画的な整備、適正な維持管理</b> を図ります。	384
地域防災計画	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	385

協議項目	調整方針	事務事業 NO
指定避難場所、災害時現地連絡所等	両市町ともに <b>それぞれ現行のとおり</b> とし、関宿町に支部連絡所を3箇所設置し、避難場所と災害対策本部の連絡体制を強化します。	386
防犯灯設置関係	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(野田市では、自治会で管理していた防犯灯を市に移管し、一括管理している。従って合併後は関宿町の行政区で管理している防犯灯は新市に移管し、電気料、修繕、新設等に係る費用は市が負担することになる)	689
消防相互応援協定	<b>合併後、新市において見直し</b> を図ります。	690
千葉県北部建設協同組合との協定	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	691
ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する協定	両市町とも同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	692
野田市消防防災協会、関宿町危険物安全協会	同じ目的をもって設立しており、事業内容も類似しているため、 <b>合併後、一本化する。助成金は野田市の制度</b> とする。	693
野田市防災行政無線局、関宿町防災行政用無線局(固定系、移動系)	災害時の情報収集伝達体制を確立するために最も有効な手段として導入している防災行政無線、地域防災無線の活用方法については、両市町ともそれぞれ <b>現行の設備について、災害時の情報収集伝達手段として有効活用を図り、将来的にデジタル化への切替えを機にシステムの再構築</b> を図ります。	831
地域防災系無線局	災害時の情報収集伝達体制を確立するために、最も有効な手段として導入している防災行政無線、地域防災無線の活用方法については、両市町ともそれぞれ <b>現行の設備について、災害時の情報収集伝達手段として有効活用を図り、将来的にデジタル化への切替えを機にシステムの再構築</b> を図ります。	832

協議項目	調整方針	事務事業 NO
出動手当（費用弁償）	両市町の内容に違いがあるので <b>野田市の制度を適用</b> します。（支給単位を1日単位から1回単位にします。）	833
消防団員旅費	両市町の内容に違いがあるので <b>野田市の制度を適用</b> します。（野田市旅費条例の定めによります。）	834
消防団組織	<b>両消防団を統合</b> し、野田を中央、北、南の3方面隊、関宿を1方面隊とし、合併後は <b>4つの方面隊</b> とします。	835
団員報酬	両市町の内容に違いがあるので <b>野田市の制度を適用</b> します。	836
被服の貸与	両市町の内容に違いがあるので <b>野田市の制度を適用</b> します。（貸与品目の拡大と活動の安全性向上を図ります。）	837
災害出動	両消防団を統合し、野田を中央、北、南の3方面隊、関宿を1方面隊の4方面隊に分け、 <b>それぞれの方面隊で災害対応</b> します。	838
<b>交通安全</b>		
交通安全啓発用品の作成	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。各年齢階層毎の興味・関心に即した物資に重点化することで啓発効果の実効を上げる点から、新中学1年生に配布しているサイクルピアスと新成人に配布する交通安全パンフレットは対象から除外する。	387
交通安全教室	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	694
交通安全対策指導員	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。関宿町の交通指導員は早朝の立哨活動を実施しておらず、報酬額にも違いがあるため、野田市の制度を適用する。	695

協議項目	調整方針	事務事業 NO
市民交通傷害保険	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(関宿町民も利用可能となります。)野田市の市民交通傷害保険は保険の対象が幅広く、交通災害共済では交通事故証明書がないと対象とならなかった自転車での単独転倒などの事例についても傷害保険の対象となる。また、10万円以下の保険金であれば、交通事故証明書や、診断書が必要ないという請求時の簡易さもある。	696
<b>自転車対策</b>		
放置自転車対策	関宿町では放置自転車対策を行っていないため、 <b>野田市と同様に長期放置の自転車については定期的に移送するなどの対策を講ずること</b> とします。	388
自転車駐車場整備計画	野田市の鉄道駅における駐輪場は引き続き計画的に整備し、関宿町にあるバスターミナルについては、自転車でのアクセス数を見極めて対応が必要と判断される段階で計画の見直しを検討していきます。	389
<b>コミュニティ（自治会、行政区）</b>		
自治会集会施設用地先行取得	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	390
コミュニティ助成金	関宿町ではこれまで申請の実績がありませんでしたが、 <b>合併後は野田市の予約分を一度リセットし、市報等で市民に周知を図り、関宿町の希望団体を含め公募を実施して抽選により実施団体を決定</b> します。	391
市民活動災害補償保険	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	392
事故判定委員会（市民活動災害補償保険関係）	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	393

協議項目	調整方針	事務事業 NO
自治会集会施設整備事業補助金	<p>両市町から補助要望があがっている平成17年度までの期間については、<b>野田市2館、関宿町1館の整備枠を維持</b>します(その後については、具体的な整備要望の有無を踏まえて判断)。</p> <p>補助上限については、野田市では平成15年度までは県補助と合わせて1200万円の公的補助額を維持することとし、それ以降については県補助の見直しの動向を踏まえて制度改正を行うこととしているため、合併後においては、見直し後の野田市の制度を適用します。</p>	394
自治会長会議	<b>野田市の制度に統一</b> して実施します(関宿町の区長が新市において自治会長として自治会長会議等に出席することになります)。	697
自治会制への移行後の自治会の統廃合	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。関宿町の制度を野田市の制度に移行するにあたり、現在の54の行政区をベースとし、合併後届出により、自治組織の分割を受け付けます。	698
自治会等への行政文書配布への対価	両市町で制度が異なるため、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。(関宿町では区長等に報酬を支給していたものが、合併後は、自治会等に交付金を、自治会長等に報償金を交付します。)	839
地区コミュニティセンター	合併後は <b>公民館として位置付け</b> し、職員体制・利用時間・休館日は、野田市の公民館と同様とします。公民館に移行後も住民票、印鑑証明の発行業務は継続して実施します。	840
地区コミュニティセンター運営協議会	<b>野田市の制度で統一</b> し、合併後は各館の運営審議会については、全体で1つの運営審議会とし、従来の各館の運営審議会形態から利用者懇談会の形に移行して、公民館まつり等の自主事業に参加していただきます。	841

協議項目	調整方針	事務事業 NO
商工・観光		
大型店進出対策資金事業転換資金利子補給事業補助金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用します。</b>	395
起業家支援	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用します。</b>	396
中小企業牛海綿状脳症対策利子補給金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用します。</b>	397
小企業等経営改善資金利子補給補助金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用します。</b>	398
街路灯電気料補助金	関宿町には該当施設がなく、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	399
菊花大会助成金	交付対象団体が統合した場合、並列して存続した場合のそれぞれについて、 <b>事業規模等に応じた助成金水準のあり方を検討</b> します。	400
共同施設維持管理補助金	関宿町には該当施設がなく、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	401
共同施設設置事業補助金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	402
産業祭共催分担金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	403
市のおどり・町のおどり	伝統芸能の保存・継承の観点から、 <b>それぞれ現行のとおり</b> とします。	404



協議項目	調整方針	事務事業 NO
自由市事業委託料	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	405
商店街空き店舗対策事業補助	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	406
商店街顧客誘致事業補助	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	407
商店会等利用客駐車場確保事業補助金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	408
商店会販売促進事業補助金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	409
大規模小売店舗等出店指導要綱	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	410
地域人材育成総合プロジェクト事業	県補助が廃止された段階で事業を廃止するが、 <b>16年度以降も県補助が継続される場合は現行のとおり</b> とします。	411
盆栽展助成金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	412
まちおこし事業補助金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	413
まちづくり協議会補助金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	414
たばこ売上増進運動補助	組合が統合した場合、並列して存続した場合のそれぞれについて、 <b>事業規模等に応じた補助水準のあり方を検討</b> します。(青少年の健全育成等の観点から、補助金全体としては、年次的削減を図ります)	415

協議項目	調整方針	事務事業 NO
計量器定期検査	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	416
観光PR等推進事業	合併後、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	417
中心市街地活性化対策	合併後、自治体の区域の拡大に伴い、中心市街地の位置付けについても再検討が必要なことから、 <b>新市において見直し</b> を図ります。	418
中小企業融資制度	両市町の内容に違いがあるので、 <b>双方の制度のメリットを比較衡量の上、制度のあり方を見直し</b> します。	419
関宿町企業誘致条例	はやま工業団地の立地企業に対する奨励措置の適用は、関宿町行政と県企業庁との約束であることから、 <b>新市において関宿町企業誘致条例の内容を継承した条例を制定</b> します。これに加え、市内企業の工場、事業所の市外移転が雇用不安を生じさせている状況等を踏まえ、今後整備する工業団地を中心に、市内への企業立地を促進するための支援措置のあり方について積極的な検討を行い、方向性が整理された段階で、条例改正や財政・税制措置等必要な施策を講じます。	699
野田七夕まつり、関宿まつり	地域性、歴史性の観点からそれぞれ <b>現行のとおり</b> とします。(それぞれが実行委員会方式で事業を実施しているが、両市町の支払方法に違いがあるので、合併後は支払方法を統一します。)	700
さくらまつり分担金	野田市では、各イベント毎に補助金を交付していますが、当該事業については、観光協会の事業として実施しています。両市町の観光協会が合併されることとなった場合は、 <b>観光協会の事業を見直す方向で検討する方針</b> であり、当該事業も含めて検討します。	842
工業団地公共施設維持管理基金	関宿はやま工業団地に係る公共施設の維持管理を目的とした基金であり、 <b>新市において継承</b> します。	843

協議項目	調整方針	事務事業 NO
<b>勤労者・消費者</b>		
技能功労者表彰制度	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	420
勤労者等一時資金貸付	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	421
雇用促進奨励金	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	422
就業相談員	<b>野田市の現行のとおり実施</b> しますが、このことにより関宿町民も利用が可能となります。	423
中小企業勤労者福祉サービスセンター事業	<b>現行のとおり、野田市としてセンターに対する補助</b> を行います。(関宿町の事業所にもセンター加入を働きかけます)	424
中小企業等従業員住宅建築資金利子補給事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	425
消費者啓発事業	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。世帯数の増加による経費増は、予算を増額する方法で対応します。	426
消費者モニター	合併後、新市において <b>近隣市町とのバランスも踏まえ、適切な報償額のあり方を検討</b> します。	427
消費生活苦情相談事業	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。(消費者の利便性の確保の要請を踏まえ、相談数の増に対応し、必要に応じ、相談員を旧関宿町に配置することも検討します)	428
消費生活展	<b>野田市の制度に統一</b> します(一元的に実施)。	429

協議項目	調整方針	事務事業 NO
市民海の家・山の家開設事業	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	430
中小企業退職金共済制度普及補助金	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。	431
(社)千葉県雇用開発協会負担金	合併後、 <b>新市の負担割合に応じて負担</b> します。	432
中小企業新規採用者入社歓迎式共催分担金	<b>合併に先立ち、制度を廃止</b> します。	433
高齢者パートタイマー職業相談室	<b>野田市の現行のとおり</b> 実施しますが、このことにより関宿町民も利用が可能となります。	434
労働相談員	<b>野田市の現行のとおり</b> 実施しますが、このことにより関宿町民も利用が可能となります。	435
中小企業永年勤続者表彰共催分担金	合併を機に、 <b>分担金を廃止</b> します。	701
<b>農業</b>		
アグリサポート事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	436
畜産団体予防事業補助事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	437
畜産環境対策補助事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	438

協議項目	調整方針	事務事業 NO
農業振興資金利子補給事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	439
農業振興資金融資預託事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	440
県営かんがい排水整備事業（新規事業）	両市町ともに同一制度なので、 <b>現行のとおり</b> とします。（従前の両市町の負担割合を新市が継承します）	441
市民農園設立事業（野田市）ふれあい貸し農園管理事業（関宿町）	関宿町の農園事業は継続しつつ、 <b>野田市においても早期に制度化を図り、必要に応じて制度を統一</b> します。	442
水田農業経営確立助成補助金確認事務費	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	443
水田農業推進員報酬（県単補助1 / 2）	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	444
堆肥センター管理運営	関宿町では事業を実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。（関宿町民も利用可能にするとともに、搬入量の増に伴い、必要に応じて人員体制を強化します）	445
堆肥生産利用組合	野田市では事業を実施していないので、 <b>関宿町の現行のとおり</b> とします。（既に関宿町の組合については、サービスが完了しており、新市において新たな負担はない）	446
担い手育成システム	関宿町では事業を実施しておらず、また事業地区が限定されるため、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	447
農業近代化資金利子補給事業	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	448

協議項目	調整方針	事務事業 NO
農業経営基盤強化資金利子補給事業	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	449
農免道路維持管理	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。(現在の維持管理をそのまま継続します)	450
農道整備事業	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	451
台町地区地盤沈下対策事業	野田市では実施しておらず、事業区域が限定されているため、 <b>関宿町の現行のとおり</b> とします。(関宿町の事業を新市において継続して実施します。)	452
野田市構造政策推進会議	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。	453
小船橋水辺公園管理委託	関宿町では実施しておらず、事業区域が限定されているため、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	454
湛水防除施設等の維持管理	現在の <b>維持管理をそのまま継続</b> します。	455
湛水防除施設等の維持管理(適正化事業)	現在の <b>維持管理(適正化事業)をそのまま継続</b> します。	456
土地改良区が行う適正化事業への補助	野田市では、現在事業の実施はしていませんが、適正化事業への補助率は、両市町ともに同一なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	457
田園空間整備事業負担金	関宿町では実施しておらず、事業区域が限定されているため、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。	458

協議項目	調整方針	事務事業 NO
東葛地域農林業センター管理運営	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。(東葛地域に限定された施設であるため、現在関宿町においても利用されています)	459
標準小作料	両市町の内容に相違があるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。(金額に一部相違があるが、対象農地も少ないことから野田市の制度に統一します)	460
農事連絡員委託料	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度に統一</b> します。(関宿町の組合長は複数の業務を行っており、新市においては、その業務量を見直します)	461
千葉の園芸生産高度化促進事業(県単補助事業)	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。野田市においては事業を毎年実施していますが、関宿町では隔年の実施のため、より有利な野田市の制度を適用します)	462
有害鳥獣駆除	両市町の支払い方法について相違があるため、 <b>野田市の制度に統一</b> します。(地区ごとに委託料として支払い)	463
農業構造改善センター管理運営	引き続き、 <b>新市において適正な維持管理</b> を図ります。	464
農業公社設立事業	現在の野田市の公社設立に係る検討は野田市の農業課題への対応を前提に進めているものであるため、 <b>合併後、関宿町の農業への適応も可能となるよう、必要に応じ、新市において見直し</b> を図ります。	465
家畜防疫助成事業	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。(野田市家畜防疫会に加入することで、関宿町の畜産農家も助成を受けられます)	466
農業団体 1	<b>現行のとおり</b> とします。ただし、両市町それぞれ同様の団体が組織されているものについては統合します。	467
農業団体 2	<b>現行のとおり</b> とします。ただし、両市町それぞれ同様の団体が組織されているものについては統合します。	468

協議項目	調整方針	事務事業 NO
農地基本台帳整備事業	合併後、 <b>新規に農地情報システムを構築</b> します。(関宿町では既に電算を導入しているが、旧式のため機能内容が少ないことから新規に電算化する。)	469
転作目標面積配分ルール	両市町に違いがありますが、引き続き円滑な取り組みを確保し、生産調整の達成率 100%を維持するため <b>現行のとおり</b> とします。(野田市の地区と関宿町の地区に区分し、公平性を確保しつつ生産調整目標面積の配分をします。)	702
野菜生産安定事業補助事業	両市町の内容に違いがありますが、合併後、産地指定作物の対象が拡大されることから、 <b>産地指定作物については、関宿町の制度を適用</b> します。また、野田市の野菜生産安定補助事業については、市の単独事業であるため、 <b>産地指定作物以外の事業対象作物については、関宿町においても野田市の制度を適用</b> します。	703
生産調整推進事業	両市町に違いがありますが、引き続き円滑な取り組みを確保し、生産調整の達成率 100%を維持するため <b>現行のとおり</b> とします。(転作の配分を野田市の地区と関宿町の地区に区分することから、地区それぞれの助成体系を維持します。)	704
その他民生経済に関する事項		
掲示板設置、管理	関宿町では実施していないので、 <b>野田市の制度を関宿町においても適用</b> します。掲示板を要望する自治会が増加することが考えられるため、必要に応じ予算の増額を検討します。	470
市民会館	関宿町には該当する施設がないので、 <b>現行施設の利用対象を関宿町にも拡大</b> します。	471



協議項目	調整方針	事務事業 NO
住民基本台帳ネットワークシステム	ネットワークシステムは、全国共通システムのため、合併時に <b>野田市の電算システムに</b> 関宿町のデータを <b>コンバージョン（転換）し、運用</b> します。	705
斎場	友引の日の運営について、両市町に違いがありますが、 <b>当面それぞれの施設について現行どおり対応</b> することとし、施設の稼働率や市民感情を踏まえ今後の取扱いを検討いたします。	706